

事務事業名		児童手当給付事業(旧:子ども手当)		会計		一般会計		実施区分			
H28担当課等名		子育て支援課		H28係等名		家庭係		H27係等名		家庭係	
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり							
		施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実							
目的	対象(誰・何を)	15歳到達後、最初の3月31日までの間にいる児童(中学校3年生までの児童)を養育している方						指標名及び単位		27年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	子育ての経済的負担の軽減を図るとともに、子どもが育つための基礎的な費用を保障するため						対象指標	児童手当受給者数(2月末現在)	7707	
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合									
目標	種別	指標名及び単位				27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)	
	成果指標	支給対象児童数				13900	13490	13500	13500		
	定性目標										
事業概要	<p>1 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための制度。</p> <p>2 経緯 平成22年4月分から1年間の時限立法により児童手当から子ども手当となり、飯田市に住民登録があり、中学校修了前までの子どもを監護・養育している生計維持者が支給対象者となった。また、平成23年4月分から9月分までは「つなぎ法」により制度を継続した。支給金額は、対象の子ども1人につき、月額13,000円であったが、平成23年10月分からは「子ども手当特別措置法」により「3歳未満」と「3歳から小学生までの第3子以降」には月額15,000円、「3歳から小学生までの第1子・第2子」と「中学生」には月額10,000円となった。平成24年4月分から「児童手当」に改称され、支給金額は「子ども手当特別措置法」と同額となった。平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限を超えた受給者は児童1人につき月額5,000円となった。</p> <p>3 4ヶ月に1度(6月・10月・2月の各11日)にそれぞれ前月分までの手当を支給。</p>										
	事業内容					名称			活動指標		
	27年度事業内容	<p>1 児童手当の新規認定、現況届、各種変更の受付、認定 0歳～3歳未満・3歳～小学生(第1子・第2子) 月額15,000円 3歳～小学生(第3子以降)・中学生 月額10,000円 所得制限限度額超過者 月額5,000円</p> <p>2 児童手当の支払 平成27年6月期支給日 6月11日 平成27年10月期支給日 10月9日(11日が祝祭日のため) 平成28年2月期支給日 2月11日</p>					<p>1 支給児童のべ人数</p> <p>2 支給額</p>			<p>1 159,919人</p> <p>2 1,788,420千円</p>	
事業コスト		26年度決算額	27年度予算額	27年度決算額	28年度予算額	特定財源内訳、補足					
事業費計(千円)①		1,820,525	1,851,020	1,788,420	1,832,675	(国)児童手当負担金 3歳未満被用者(37/45) 280,054千円 3歳未満被用者以外(2/3) 964,616千円 (県)児童手当負担金 3歳未満被用者(4/45) 30,269千円 3歳未満被用者以外(1/6) 241,199千円					
国庫支出金		1,267,727	1,288,538	1,244,670	1,276,626						
県支出金		276,186	281,240	271,468	278,024						
起債											
その他											
一般財源		276,612	281,242	272,282	278,025						
人件費計(千円)②		7,152		7,152							
正規職員所要時間		2,000		2,000							
臨時職員所要時間											
総事業費①+②		1,827,677	1,851,020	1,795,572	1,832,675						
事業内容・目標達成状況の振り返り		手続きの不備、現況届の未提出などで、手当を支給していない対象者への早期対応を行うことが大切である。									
改革改善の考え方	①問題点	申請手続き時や現況届において、少数ではあるが、遅延や未提出となってしまうケースがある。公務員関係の事務手続きにおいて、重複申請、申請漏れがあった。									
	②改革提案	広報や窓口案内、個別通知等により周知を図る。公務員関係の事務手続きにおいて、公務員の支給担当部署と連携を図り、重複申請、申請漏れを防ぐ。									